

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成12年葉山町条例第9号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

令和6年度から新たな事業運営期間が始まることによる第1号被保険者の保険料率の改定に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成 12 年葉山町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「29,400 円」を「29,484 円」に改め、同項第 2 号中「41,160 円」を「44,388 円」に改め、同項第 3 号中「42,336 円」を「44,712 円」に改め、同項第 4 号中「55,860 円」を「57,024 円」に改め、同項第 5 号中「58,800 円」を「64,800 円」に改め、同項第 6 号中「73,500 円」を「73,872 円」に改め、同項第 7 号中「74,088 円」を「81,000 円」に改め、同項第 8 号中「74,676 円」を「86,832 円」に改め、同項第 9 号中「89,376 円」を「97,848 円」に改め、同項第 10 号中「90,552 円」を「109,512 円」に改め、同項第 11 号中「92,316 円」を「122,472 円」に改め、同項第 12 号中「102,900 円」を「136,080 円」に改め、同項第 13 号中「111,720 円」を「150,336 円」に改め、同項第 14 号中「123,480 円」を「165,240 円」に改め、同項第 15 号中「135,240 円」を「181,440 円」に改め、同項第 16 号中「147,000 円」を「200,880 円」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「17,640 円」を「18,468 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「17,640 円」を「18,468 円」に、「26,460 円」を「28,382 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「17,640 円」を「18,468 円」に、「39,396 円」を「41,472 円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の葉山町介護保険条例第 5 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

# 条例の概要

## 題名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

令和 6 年度から新たな事業運営期間が始まることによる第 1 号被保険者の保険料率の改定に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- (1) 令和 6 年度から令和 8 年度までの基準保険料額を、現行の 58,800 円から 64,800 円とし、各段階の保険料率を改正することとした。
- (2) 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料の減額賦課に係る保険料率を次のとおりとすることとした。

ア 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 18,468 円

イ 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 28,382 円

ウ 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 41,472 円

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の葉山町介護保険条例の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

葉山町介護保険条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>○葉山町介護保険条例<br/>平成12年3月31日条例第9号<br/>(保険料率)</p>   | <p>○葉山町介護保険条例<br/>平成12年3月31日条例第9号<br/>(保険料率)</p>   |
| <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>   | <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>   |
| <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>29,484円</u><br/> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>44,388円</u><br/> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>44,712円</u><br/> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>57,024円</u><br/> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u><br/> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,872円</u></p>                                      | <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>29,400円</u><br/> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>41,160円</u><br/> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>42,336円</u><br/> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>55,860円</u><br/> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>58,800円</u><br/> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,500円</u></p>                                      |
| <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> | <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> |
| <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部</p>   | <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部</p>   |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が160万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>86,832円</u></p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> | <p>を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>74,088円</u></p> <p>ア 合計所得金額が160万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>74,676円</u></p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>97,848円</u></p> <p>ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> | <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>89,376円</u></p> <p>ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> |
| <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>109,512円</u></p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p>     | <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>90,552円</u></p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p>      |
| <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>122,472円</u></p> <p>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p>           | <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>92,316円</u></p> <p>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p>            |
| <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>136,080円</u></p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第</p>                                       | <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>102,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第</p>                                       |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>150,336円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>165,240円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>181,440円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>200,880円</u></p> | <p>14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>111,720円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>123,480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>135,240円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>147,000円</u></p> |
| <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,468円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料</p>  | <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,640円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料</p>  |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,468円</u>」とあるのは、「<u>28,382円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,468円</u>」とあるのは、「<u>41,472円</u>」と読み替えるものとする。</p> | <p>率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,640円</u>」とあるのは、「<u>26,460円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,640円</u>」とあるのは、「<u>39,396円</u>」と読み替えるものとする。</p> |